



雇保 高年齢雇用継続給付の支給率の変更（令和7年4月1日～）

高年齢雇用継続給付は、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した60～65歳未満の一定の雇用保険の被保険者に対して支給される雇用保険の給付です。令和2年3月31日に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」により給付率の縮小が決定していましたが、令和7年4月1日の施行に向けて、厚生労働省より具体的な改正内容が公開されています。

【変更前】

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
61%以下	各月に支払われた賃金額の15%
61%超 75%未満	各月に支払われた賃金額の15%から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

【変更後】

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下	各月に支払われた賃金額の10%
64%超 75%未満	各月に支払われた賃金額の10%から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※支給限度額・最低限度額の取扱いに変更なし

● 対象者：令和7年4月1日以降に60歳に達した日を迎えた方

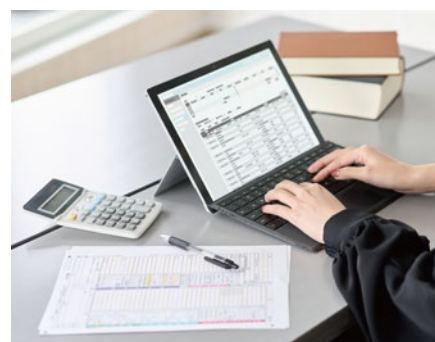
その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方は
その期間が5年を満たすこととなった日

安衛 労働者死傷病報告の電子申請義務化（令和 7 年 1 月 1 日～）

令和 7 年 1 月 1 日以降に報告受付となる労働者死傷病報告について、電子申請による報告が義務付けられます。
ただし、当面の間、電子申請が困難な場合に限り書面による申請も認められます。
なお、令和 6 年 12 月 31 日以前に発生した労働災害についても、1 月 1 日以降の報告受付分から適用となります。

また、令和 7 年 1 月 1 日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。

- ・総括安全衛生管理者 / 安全管理者 / 衛生管理者 / 産業医の選任報告
- ・定期健康診断結果報告
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告



〈 参考文献 〉

- ・厚生労働省「令和 7 年 4 月 1 日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」（2024）
- ・厚生労働省「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます」（2024）

発行元



辻・本郷 社会保険労務士法人
HONGO TSUJI HR CONSULTING

新宿 HR 事務所：〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-1 世界堂ビル 7 階

TEL：03-5361-8061（代表）

TH letter for HR 担当：鈴木・須賀

当法人の詳細
お問い合わせ



スマホで読み取り
またはクリック！

